

仕 様 書

名 称	定期航空機による人員輸送のためのオープン券（先島）
作成年月日	令和５年３月７日
作成部隊	第１５旅団司令部 第４部

1 適用範囲

本仕様書は、第１５旅団等が計画する教育訓練等に伴う那覇空港と那覇空港を除く沖縄県内の各空港との間の定期航空機(便)によりオープン券を使用した人員輸送について適用する。

2 用語の定義

(1) 教育訓練等

第１５旅団等が計画・実施するすべての事業をいう。

(2) 定期航空機(便)

航空会社が運行区間、発着の曜日及び時刻を定めて運航する航空機(便)をいう。

(3) 那覇空港を除く沖縄県内の各空港

久米島、南北大東、宮古、みやこ下地島、新石垣及び与那国空港をいう。

(4) オープン券

那覇空港と那覇空港を除く沖縄県内の各空港との間に就航するすべての定期航空機(便)に搭乗可能な搭乗日、搭乗便及び搭乗者名が無記載の予約(引換)券のことをいう。

(5) 受諾手荷物

搭乗者が携行する訓練に必要な物品及び装備品(法令等により航空機での輸送可能な範囲内の武器、弾薬を含む)をいう。

3 オープン券の予定数量

１００枚

4 オープン券の要件

(1) 使用対象期間

令和５年４月１日（土）以降から使用終了までの間を対象

(2) 使用対象便

適用範囲で示された空港間を使用対象期間内に J A L 又は A N A (J A L 又は A N A が就航していない航路は、就航している航空会社とする)のうち官側が指定する定期航空機(便)に使用できるものとし、便の予約及び変更は下記の通り対応可能なものとする。

但し、残席不足(満席を含む)により、官側の指定する座席の確保が困難な場合は、協議に応じるものとする。

ア 予 約

1 日前(土・日・祝日含む)までの予約に対応可能であること。

イ 変 更 (取消は除く)

搭乗便の出発時刻までの変更追加料金無しで対応可能なものであること。

ウ 航空会社との契約状況

J A L、J T A、R A C、A N A、S N J、S F J、S K Y と代理店契約しており、自社発券が可能で且つ各航空会社との調整が可能(不測の事態など緊急案件に対し席の確保や情報交換)及び搭乗便の出発時刻までの変更追加料金なしで対応可能なものであること。

(3) オープン券 1 枚に含まれる料金

ア 1 名の 1 区間の航空運賃及びその 1 名が携行する受諾手荷物 1 コの料金

イ 官側が指定する定期航空機(便)の予約及び既に取得した便を変更する場合に発生する各種手数料

(4) 取消(払戻)により発生する料金は、別途協議するものとする。

但し、既に取得済みの航空券の変更に係る取消料は、前項イ項に含まれるものとする。

5 業務要領

(1) 航空券の取得依頼

ア 官側は業者側に搭乗に必要な情報(搭乗日、搭乗便及び搭乗者の情報)をメールにて送信を基本とし、航空券の取得を依頼する。

但し、緊急の場合は、電話等のその他の手段により搭乗に必要な情報を伝達したうえで航空券の取得を依頼できるものとする。

イ 既に取得した航空券に変更または取消が発生した場合又は悪天候等により欠航となった場合は、その旨を速やかに連絡するとともに、官側から業者側に代替便の取得もしくは、既に取得した航空券の使用取消について依頼する。

(2) 航空券の取得

業者側は、官側の依頼を受けたならば、速やかに航空券を取得し、航空券のデータを官側にメールを基本とし送信するものとする。

(3) オープン券の管理

ア 官側及び業者側の双方により、オープン券の使用状況を管理し、1月分の使用数を取りまとめて双方による確認を実施する。

イ 官側及び業者側の双方による確認終了後、官側は業者側へオープン券を返納する。

ウ 最後のオープン券の使用後、双方による確認し、官側から業者側へのオープン券の返納をもって終了とする。

6 統制事項

(1) 情報保全

本輸送に関して知り得た情報については、流出防止を徹底すること。

(2) 連絡体制の確保

本輸送における業務担当者を指定し、常に官側からの連絡を受けられる態勢を確保するとともに、担当者不在の場合は必ず代行者を指定するものとする。

7 その他

本仕様書に記載のない事項で、調整等を必要とする場合には、別途官側と調整するものとする。

作成責任者

第15旅団司令部 第4部 輸送班長

1等陸尉 田中 祐史